令和７年度

宮崎市自立支援協議会　全体会

日時：令和７年５月３０日(金)
　　１３：３０　～　１５：３０
場所：宮崎市民文化ホール　イベントホール
　　オンライン（ZOOM）

【 会 次 第 】

１．全体会開会

２．開会挨拶
　○宮崎市自立支援協議会長
　○宮崎市福祉部長

３．報告事項
（１）令和７年度宮崎市自立支援協議会運営方針
（２）令和６年度各専門部会 状況報告
（３）令和７年度各専門部会 活動計画
（４）宮崎大学教育学部との連携協定について
　　※学生研究の報告

４．対談「宮崎市自立支援協議会のあゆみ」
　対談者　串間保昭　氏、山之内俊夫　氏
　司　会　山口麻衣子　氏

５．閉会

令和７年度　宮崎市自立支援協議会　幹事等名簿　　R7.5.30現在

１．協議会役員

役職	氏名	所属団体等
協議会　会長	山之内　俊夫	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき
協議会　副会長	山口　麻衣子	地域生活支援センターすみよし
協議会　副会長	甲斐　大地	就労継支援Ｂ型事業所　アクセプト
協議会　幹事長	押川　喜久子	NPO法人オレンジ 相談サポート　オレンジハート

２．協議会幹事（専門部会長）等

専門部会	氏名	所属団体等	部会員数	部会開催日
就労支援部会	甲斐　大地	就労継支援Ｂ型事業所　アクセプト	66	第２木曜・午後
医療的ケア支援部会	山之内　俊夫	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき	33	第２木曜・午前
子ども支援部会	宮原　恵子	一般社団法人TOMONI サポートハウスえーる	93	第３火曜･奇数月･午前 偶数月･午後
暮らし支援部会	坂本　智子	宮崎市ボランティア協会	49	第３水曜・午後
地域移行支援部会	山口　麻衣子	地域生活支援センターすみよし	42	第３木曜・午後
相談支援部会	押川　喜久子	NPO法人オレンジ 相談サポート　オレンジハート	122	偶数月 第２金曜・午後
障がい理解啓発部会	永山　昌彦	障害者自立応援センター YAH！DOみやざき	23	第2金曜・午前
事務局（宮崎市）	田村　欣浩	福祉部　部長		部会員数　428名
	吉野　小百合	障がい福祉課　課長		
	大山　秀樹	障がい福祉課　課長補佐		
	明利　昌央	障がい福祉課　生活支援係長		
	矢野　巧	障がい福祉課　生活支援係		
	浜松　陽子	障がい福祉課　生活支援係		（実会員数295名）

３．部会担当（基幹相談支援センター）

専門部会	氏名	所属団体等
就労支援部会	後藤　茂文	江南よしみ 地域生活支援センター
医療的ケア支援部会	西田　貴幸	そうだんサポートセンター おおぞら
子ども支援部会	阪元　睦子	
子ども支援部会	陶山　由美	
地域移行支援部会	武田　倫子	地域生活支援センターすみよし
	山田　良樹	宮崎市障がい者 総合サポートセンター
相談支援部会	成合　栄子	
相談支援部会	筒井　啓介	
暮らし支援部会	谷口　聖子	
障がい理解啓発部会	福元　孝之	

令和７年度　宮崎市自立支援協議会活動内容一覧

全体会（地域課題の共有や課題解決に向けた連携及び提言等を行う）

すべての協議会員で構成し、年１回以上開催。会員に対し、部会長等から自立支援協議会専門部会の活動予定及び活動実績について、事務局から市の施策等に関する説明ならびに報告をする。障がい者等の自立に向けた地域課題の解決に向けて、課題の共有、専門部会間や関係団体との連携の強化、市などへの提言を行います。

専門部会（専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有を行う）

【就労支援部会】障がいのある方が一般企業等で働く、また働き続けることができる地域を目指し、就労に関する情報共有を行いながら、地域の現状や課題について定期的に協議等を行います。

【医療的ケア支援部会】医療的ケアが必要な障がいのある方や難病を患う方の支援等に関する情報共有や、医療機関との連携強化に向けた取り組みを行うなど、医療的ケアに関する課題について定期的に協議等を行います。

【子ども支援部会】乳幼児期から学齢期において、特別な支援を必要とする子どもたちの支援に関する情報共有や、子育てに関する様々な機関との連携強化など、子育てしやすい地域の環境づくりを目指し、定期的に協議等を行います。

【暮らし支援部会】「災害時、誰一人取り残さないために、普段からつながる」をテーマに、災害に対する備えとして、当事者やその家族、事業所、地域等がつながる為の具体的な方策を検討していきます。

【地域移行支援部会】精神科病院に長期入院している方の地域移行の推進と、医療と福祉の連携を目的とし、病院、相談支援事業者、行政、当事者で地域移行支援の活用について協働しながら、地域移行支援の在り方や課題について定期的に協議等を行います。

【相談支援部会】障がい福祉サービスを利用するすべての方がスムーズに安心してサービスが利用できるように、様々な課題を整理する定期的な協議の場を持ち、各種制度や宮崎市の計画相談に関する情報共有や現状把握を行い、相談支援関係者の共通理解を図ります。また、計画策定等に伴う事務量の負担軽減のための策を検討します。

【障がい理解啓発部会】障がい者の地域生活を推進していくための市民の正しい障がい理解があり、社会モデル（「障壁は社会の側にあり、直すべきは障がい者本人ではなく、社会の方にある」という考え方）の推進と浸透が進み、お互いのより良いコミュニケーションが図れ、全ての市民が尊重される宮崎市を目指して協議しています。

幹事会（地域課題の整理や専門部会間の調整を行う）

協議会会長及び副会長、各専門部会長、障がい福祉課、基幹相談支援センターで構成し、必要に応じて開催する。各専門部会での活動状況等を集約し、協議会活動の基本的な方針や方向性を決定する。また、専門部会間の調整や専門部会・プロジェクトの設置や廃止にかかる協議を行う。

なお、必要に応じて、上記以外に関する内容について市からの情報提供等を受ける。

事務局連絡会（協議会の円滑な運営のための事務を行う）

障がい福祉課及び基幹相談支援センターで構成し、隔月を目安に開催する。協議会運営に必要な事務を行い、担当する専門部会の活動状況を報告し、各専門部会の活動や課題等を共有する。

宮崎市自立支援協議会・専門部会の運営に関する考え方

（資料作成：事務局　令和４年５月１２日）

１．部会の開催頻度について

⇒　部会は月１回程度開催すること。ただし、部会の協議内容や進捗状況等によって変更できる。なお、必要に応じて別途協議等を行うこともできる。

２．部会活動について

⇒　①年度当初、部会ごとに今年度の具体的な目標や方向性を確認することとする。また、当該年度末に、部会活動を振り返り、活動内容の評価や課題を確認することとする。

②シンポジウムや講演会を実施する場合は、会場確保（予定の時点で要予約）や講師依頼等の準備のため、早めに実施計画を作成することとする。

③研修等を実施する際には、各部会名を必ず明記することとする。（例：宮崎市自立支援協議会〇〇部会）また、他が行っている研修等と、内容の重複がないかの確認や、必要に応じて関係各所と連携し、発展的な研修等を行うこと。

④部会活動が目標を達成した場合や活動が困難になった場合は、事務局と相談し、部会の統合や変更、廃止を検討することとする。

３．部会での協議内容について

⇒　協議項目については、部会員や障がい当事者のアンケート等から地域課題を「問題提起」の形でテーマを出してもらい、そのテーマをもとに協議を行うこととする。また、市から調査研究等の依頼があれば協力して取り組むこと。ただし、困難事例等緊急に協議を必要とするテーマについては、それを優先することとする。

市の法定協議会として設置されていることから、公平性・中立性とともに、要望の場としてではなく、問題に対しての調整役、整理役としての性質を念頭に活動を行うこととする。部会員、他部会、事務局と十分なコミュニケーション・連携を図り、建設的な協議を行うこととする。

４．会議録の作成について

⇒　①各部会の事務局を担当する基幹相談支援センター（以下、「部会担当」）が会議録を作成し、部会長の確認を受けることとする。

②会議録は、全体会議への報告に用いるほか、部会に参加できなかったメンバーへの報告にも用いることとする。また、事務局連絡会を通じて、他の部会長（幹事）にも、部会活動について情報提供することとする。

５．部会員の構成について

⇒　①部会員及び部会長で常時参加できる者を固定メンバーとし、テーマに応じて部会長が必要と判断した場合は、部会員以外のメンバーを招集できることとする。

②協議する上で必要であれば、固定メンバーのうち数名のワーキングチームを招集し、部会での協議事項等の実行や進捗の調整を行うことができることとする。

③部会員は、複数の部会に所属することができることとする。ただし、部会の目的や趣旨に反する行為をすることはできないこととする。

６．部会開催の案内について

⇒　①事務局は、部会ごとに参加者名簿を作成し、部会長に情報提供することとする。

②部会の開催案内は部会長または基幹相談支援センターの部会担当が行い、部会を開催する場合には、部会員に案内文書を送付することとする。ただし、部会に参加するかどうかの判断は、部会員の判断によることとする。

③臨時的に要請する講師等については、必要に応じて事務局から文書を送付することとする。なお、講師謝礼等が発生する場合は、事前に支出計画書等で協議することとする。

７．会議室等の確保について

⇒　部会を行う会場の確保については、基幹相談支援センターの部会担当が部会長と日程を調整し行うものとする。ただし、市の管理する会議室等の予約が必要な場合は、部会長又は部会担当からの要請により事務局が行うこととする。

８．部会活動に伴う経費について

⇒　通常の定例会にかかる資料印刷や研修費等の事務費は部会担当が負担することとする。ただし、講演会やシンポジウムでの講師謝金や旅費、大量印刷が必要な場合の事務費等は、事務局が管理する予算による執行を検討するため、必ず事前に事務局に相談することとする。

９．部会からの文書発出について

⇒　各部会で部会外へ文書の発出を検討しているときは、事前に事務局と協議を行うこととする。各部会での文書内容の協議を行い、部会長が確認後、会長へ確認を行うこととする。

10．部会外の団体への周知活動について

⇒　各部会が部会外の会議等に参加して周知、広報活動等を行う場合には、事前に事務局と協議を行うこととする。事務局は庁内所管課等との調整、依頼等を行うとする。

上記は基本的な例示のため、部会の運営状況に合わせて適時相談・変更してください

部会開催・終了までの基本的な手順まとめ

（１）部会長や副部会長、部会担当で協議する内容等を決める。

（２）部会長が開催日程・会場の候補を決める。

① 部会の日程や時間は、原則として予め固定（例：第２木曜の 13 時）する。

② 部会の日程を確認し、参加人数に合わせて会場を予約する。

③ 開催予定日に固定メンバーで支障がなければ部会員のスケジュールを抑える。

（３）部会長又は部会担当が案内文書を作成し、メール又はＦＡＸで部会員に送付する。

※部会員以外で出席が必要なメンバーがいる場合は、必要に応じて協議会長名で所属長あての案内文書を送付する。事前に協議会会長及び事務局に報告又は連絡する。

（４）部会担当は参加者からの出席通知書により参加者を集約し、部会長に報告する。

（５）部会進行は部会長が行い、部会担当が協議事項や報告事項の会議録を作成する。

（６）部会担当は、事務局連絡会で部会の進捗状況を説明し、会議録を提出する。

令和６年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　医療的ケア支援部会　】

２．部会員数　　【33名】令和7年5月1日時点

３．令和６年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	0	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	0	名	参加者	22	名	参加者	25	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	19	名	参加者	19	名	参加者	21	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	0	回
参加者	20	名	参加者	19	名	参加者	0	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	17	名	参加者	27	名	参加者	19	名

会議開催総回数　10　回
参加者総数　208　名

４．令和6年度の活動内容について

■オンラインシンポジウム『看護介護の仕事の魅力を発信』（第2弾）を開催
日時：令和6年11月30日（土）／参加人数：87端末約100名
内容：障がい福祉分野で働く看護・介護の専門職をシンポジストとし、その職業につくまでの経緯や仕事のやりがいや魅力を伝える会を行った。
シンポジスト：山本順子氏（こんぱす元所長）　加藤麻衣氏（生活介護宙　支援員　）　大西三紀子氏（相談支援事業所LUANA　相談支援専門員・医療的ケア児等コーディネーター）　岩切文代氏（障害者自立応援センターYAH！DOみやざき　代表理事）
■医療的ケア児支援法に関する勉強会『医療的ケア児支援法の現状と今後の課題について』
日時：令和6年10月10日（木）（10月定例会で実施）
内容：医療的ケア児支援法成立の経緯と改正に向けての取り組みを学ぶ。
講師：医療法人稲生会　理事長　土畠智幸氏
　　超党派「永田町こどもみらい会議」事務局長・子ども家庭審議会委員障害児支援部会　加藤千穂氏
■医療的ケア児支援ガイドブック作成に関する協議
■出張出前講座に関する協議

５．令和7年度の活動予定について

毎月1回の定例会議（毎月第2木曜日の10時半から12時）、5月定例会にて、今年度の活動内容を協議予定であるが、引き続き、宮崎版医療的ケア児支援ガイドブック作成や福祉人材確保や医療的ケア児・者支援啓発のための出張出前講座に関する協議、医療的ケア児・者を取り巻く地域課題をテーマとしたシンポジウムを開催などを行っていきたい。また、部会員と医療的ケア児の就学や医療的ケア児・者福祉サービスのことなどの情報共有や医療的ケア児・者を取り巻く色々な地域課題についての勉強会も行っていく。

令和7年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　就労支援部会　　】

２．部会員数　　【66】令和7年5月1日時点

３．令和6年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	26	名	参加者	29	名	参加者	21	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	20	名	参加者	26	名	参加者	27	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	20	名	参加者	18	名	参加者	21	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	3	回	会議	1	回
参加者	21	名	参加者	35	名	参加者	16	名

会議開催総回数　14　回
参加者総数　280　名

４．令和6年度の活動内容について

〇就労継続支援事業所としての課題等に関しての意見交換会の実施
（交換会の内容）利用者負担限度額が世帯単位でかかってくるため働きづらい（利用者負担限度額が工賃より多く、働く意味がなくなる等）。就労定着支援サービスにおいて半年間は収益に結ぶ付かない支援になるが、半年間の支援が報酬に関係してくるという課題。
〇お仕事応援マップの更新
〇事業所紹介（宮崎県地域生活定着支援センター等）
〇これからをいっしょにかんがえる相談会の実施（令和７年３月9日）
送迎に関しての問題（障害福祉サービス事業所が宮崎市とその近郊に集中していて、その周りの地域（国富や綾、田野等）在住の方は事業所への通所が困難。→今後も送迎に関する課題については検討していく。
〇他の部会との共同作業（アンケート実施。講話など）
相談支援部会への事業所への送迎に関してのアンケート実施。および暮らし支援部会から災害に関しての講話をして頂いた。
〇これからを一緒に考える相談会の実施（令和７年３月９日　宮崎市民文化ホール4階ギャラリーにて）
〇事業所（宮崎県地域生活定着支援センター等）および地域生活定着支援に関しての紹介

５．令和7年度の活動予定について

・これからを一緒に考える相談会の開催（わくわくネットワークとの共同開催も検討）。
・特別支援学校との意見交換会。
・就労選択支援サービスに関しての情報交換。
・グループワークを活用してそれぞれの事業所の課題や障害福祉サービスに関する意見交換等の実施。就労支援部会に参加されている事業所同士の紹介。
・お仕事応援マップの更新。

令和6年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称　　【　子ども支援部会　】

２．部会員数　　【　　91名】令和7年4月1日時点

３．令和6年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	7	名	参加者	53	名	参加者	44	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	46	名	参加者	40	名	参加者	53	名
１０月			１１月			１２月		
会議	0	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者		名	参加者	56	名	参加者	31	名
１月			２月			３月		
会議	0	回	会議	2	回	会議	1	回
参加者		名	参加者	154	名	参加者	130	名

会議開催総回数　11　回
参加者総数　614　名

４．令和６年度の活動内容について

○４月１８日　役員会
令和５年度の活動報告及び反省、令和６年度の活動計画についての協議
○５月２１日　第１回　定例会議
令和５年度の子ども支援部会活動報告。令和６年度の役員、事務局体制について決定内容の報告。令和６年度の研修企画、困りごと相談ブックの改定に向けた協議。
○６月１８日　第２回　定例会議
令和６年度の相談支援部会と共催の研修会、子ども支援部会主催の研修企画についての協議。困りごと相談ブックの改定に向けた協議。
○７月１８日　第３回　定例会議
幹事会の報告。令和６年度の相談支援部会と共催の研修会、子ども支援部会主催の研修企画についての協議。困りごと相談ブックの改定に向けた協議。
○８月２０日　第４回　定例会議
困りごと相談ブックの改訂に向けた協議。わが町の乳幼児期の発達支援（療育支援）についてグループスーパービジョンを実施。
○９月１７日　第５回　定例会議
自然災害（地震津波・台風）に関する事業所・施設の取組みについて意見交換を行う。不登校女子生徒（中学校１年生）の事例について事例検討会を実施。
○１１月１９日　第６回　定例会議
講話　『乳幼児期（幼保）から小学校（就学）へのつなぎについて』
講師　宮崎市教育委員会 学校教育課 保幼小連携アドバイザー　柳 和枝 先生
宮崎市保育幼稚園課 保幼小連携アドバイザー　出水 純代 先生
宮崎市教育委員会 学校教育課 主幹兼特別支援教育係長　加治屋誠朗 先生
○１２月１７日　第７回　定例会議
講和『乳幼児期（幼保）から小学校（就学）へのつなぎについて』を聞いての意見交換を実施。令和７年２月１２日開催の研修会『放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用している（利用したい）不登校児支援における教育と福祉の連携に関する研修会』について、令和７年３月４日開催の研修会『多様な子どもたちの育ちを支える研修会』「― 発達と障がいの基礎を学びあい、地域連携を考える ―」について研修内容の意見の集約を行う。
○２月１２日　宮崎市自立支援協議会　子ども支援部会・相談支援部会　合同研修会（出席者154名）
講演　『放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用している（利用したい）不登校児支援における教育と福祉の連携に関する研修会』
講師　宮崎市教育委員会　学校教育課　生徒指導係長　西村　広行　先生
特別支援教育係長　加治屋　誠朗　先生
○３月４日　宮崎市自立支援協議会 子ども支援部会主催研修会　（出席者130名）
講演　『多様な子どもたちの育ちを支える研修会』「― 発達と障がいの基礎を学びあい、地域連携を考える ―」
講師　龍谷大学 名誉教授 白 石 正 久 先生
○３月１８日　第８会　定例会
「多様な子どもたちの育ちを支える研修会」「放課後等デイサービス等の福祉サービスを利用している（利用したい）不登校児支援における教育と福祉の連携に関する研修会」の振り返りを実施。令和６年度活動の振り返り及び令和７年度活動計画について説明。令和７年度の役員体制について協議。

５．令和７年度の活動予定について

○支援者向け手引書（困りごと相談ブック仮称）の改訂について
○乳幼児期から学齢期にかけての子どもに対する支援の好事例発表会について
○特別支援教育に係る不登校児支援の「家庭と福祉と教育の連携」について相談支援部会と協働し研修会を開催する
○他の部会との情報共有や協働を進め、地域の実情やニーズを的確に捉えた支援体制を構築する
○防災については、自立支援協議会全体で取り組む活動に参加し、知識技術の向上をはかる

令和６年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　暮らし支援部会　】

２．部会員数　　【４９名】令和７年５月１日時点

３．令和６年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1回	Hybrid	会議	1回	Hybrid	会議	1回	Hybrid
参加者	24	名	参加者	26	名	参加者	24	名
７月			８月			９月		
会議	1回	Zoom	会議	1回	Hybrid	会議	1回	Hybrid
参加者	19	名	参加者	26	名	参加者	26	名
１０月			１１月			１２月		
会議	1回	Hybrid	会議	1回	Zoom	会議	1回	Hybrid
参加者	23	名	参加者	14	名	参加者	18	名
１月			２月			３月		
会議	1回	Hybrid	会議	1回	会場	会議	1回	Hybrid
参加者	20	名	参加者	18	名	参加者	26	名

★定例会開催回数　12　回　～参加者総数　　計264名

★2月部会定例会は「福祉避難所体験会」への参加を兼ねる～総数約100名(部会員18名)

★当事者団体・家族会「災害に関する意見交換会」開催(10月)～計34名(部会員18名)

★自立支援協議会「災害に関する全体研修」参加(2月)～総数約140名(部会員27名)

★地域関係事業への参加、協力～3回（部会員計15名）

４．令和６年度の活動内容について

部会定例会は毎月開催し、オンライン2回、会場集合とオンラインのハイブリッド型9回、行事と兼ねての開催を1回実施。「**災害時、誰ひとり取り残さないために普段からつながる**」をテーマとし、①当事者・家族への投げかけ　②事業所への投げかけ　③地域への投げかけ の３つを柱として、具体的な方策を協議した。

①については、当事者団体・家族会参加による「**災害に関する意見交換会**」を10月に開催。15団体から17名が参加し、災害に関する取組みやどことどのように繋がるべきかを話し合った。また、2月の「**福祉避難所体験会**」参加を各団体に呼びかけ、13団体＋4事業所が参加した。　②については、事業所への防災情報の提供として「**防災情報紙**」を作成。宮崎市の防災アプリ情報と併せて、市内の全ての障がい福祉事業所へ市障がい福祉課からメールで送付した。　③については、地域の理解と協力を得るために「**地区社協会長連絡会**」への参加や「**檍地区ささえ愛ネットワーク連絡会**」への参加協力、潮見小学校5年生「**防災フィールドワーク**」への協力を行った。

他部会との連携強化として「相談支援部会」と「就労支援部会」に参加し、防災への取組みについて話をした。

その他として、災害に関する研修会や報告会などに部会員各々が参加し、後日報告。

また、障がい理解啓発部会主催の「**市会議員(10名)との意見交換会**」に暮らし支援部会メンバーも6名が参加し、障害の理解や災害時の不安等について話をした。

５．令和７年度の活動予定について

課題として、〇当事者・家族の災害に関する意識の醸成　〇障がい福祉事業所の防災への積極的な取組み　〇地域住民の災害時要配慮者への理解、協力の推進　〇個別避難計画の作成推進　〇福祉避難所の機能の充実　〇一般避難所の福祉スペースの確保　〇行政各課の連携強化　があげられる。

それを踏まえて今年度は、①当事者会・家族会の連携強化　②事業所への防災情報の提供　③地域の指定避難所内の福祉スペース確保の投げかけ　④地域防災ネットワークづくり　⑤行政と連携した福祉避難所の機能充実のための投げかけ　等を行う予定。

テーマは引き続き、「**災害時、誰ひとり取り残さないために、つながる**」

きっと 障がい福祉事業所の 役に立つ 防・災・情・報

～誰ひとり取り残さないために～

宮崎市自立支援協議会
暮らし支援部会
令和６年12月発行

災害はいつどんな形でやってくるかわかりません。普段からの備えがとても重要です。
令和３年度に「暮らし支援部会」が宮崎市内の150の障がい福祉事業所に対して行った「**災害に関するアンケート調査**」の結果から、**参考になる取組み事例**をいくつかピックアップして紹介します。ぜひ、みなさんの事業所でも取り組んでみてはいかがでしょうか。

問１．事業所として災害対策にどのように取り組んでいますか？

〈防災訓練、避難訓練の工夫〉

★毎回、想定を変えた訓練を実施している（災害の種類、避難場所、避難経路など）
★利用者の状況に応じてグループ分けをして、訓練を実施している
★職員の役割の確認とそれに沿った訓練をしている
★落ち着いた対応ができるよう繰り返しの訓練の実施が大事
★訓練での課題を職員ミーティングで確認をしている
★事業所の避難訓練に地域や近隣の人、消防団等が参加している

〈利用者やその家族へのなげかけ〉

★利用者に定期的に災害への必要な備え等の話をしている
★利用者と一緒にハザードマップの使い方や自宅近くの避難所への行き方等を確認している
★利用者に災害用伝言ダイヤル(171)の使い方や、SMSでの連絡の仕方を指導している
★活動中に災害にあった場合の家族への連絡方法の確認をしている
★利用者の担当民生委員に定期訪問を依頼し、普段からの顔つなぎをお願いしている
★利用者の近隣住民に、災害時の声掛け等を依頼している

〈そ の 他〉

★色々な研修に職員を参加させ、新しい情報を取り入れるようにしている
★職員に防災士の資格取得を奨励している

問２．災害時に重要な役割を担う『地域』と、どのように関わっていますか？

★障がいや事業所について、地域の人に理解してもらうための投げかけをしている
★自治会に加入している
★地域の行事や清掃活動に参加している
★地域の避難訓練に参加している
★事業所の行事に地域の人を招待している
★職員が地区社協メンバーとして参加している
★事業所の第三者委員に地域の人（民生委員・自治会長等）をお願いしている
★災害時、事業所が地域に協力できること、地域の人に協力してほしいことを話し合っている

【事業所インタビュー】
生活介護事業所そしある　高橋さん

高齢者の多い地域なので、事業所から地域の方に声掛けをしたり、台風一過の際は道路のごみ拾い、また、地域の清掃の日には草刈りをしました。事業所に協力してもらう以前に、事業所が地域に対して協力する姿勢をとっています。

【事業所インタビュー】
デイセンターひなた　丸山さん

毎月１回避難訓練をしています。近くの小学校が避難所なので、そこまで行くコースをみんなで歩いたりしています。
以前、民生委員さんが事業所を訪問してくれたことがありました。今後も、地域とつながっていければと思っています。

問 ３．今後、防災について取り組みたいことやアイデアを教えて下さい

★事業所のある建物や近隣の事業所と共同で避難訓練を予定している
★地域の商店や企業等と災害時の連携、協力を話し合っておく
★事業所でストックしている食材等を災害時には避難所へ提供する
★災害時だけでなく、事業所の施設や設備、備品等の活用を地域に投げかける
★臨時の避難所として、場所を提供する
★地域の人や子どもたちの居場所として、普段から事業所を使ってほしい

普段から備えておこう！

■災害に備えて、こんなものを備蓄、常備しておきましょう■

水、食料（保存のきくもの）、紙食器、ヘルメット、懐中電灯、ラジオ、電池、ポータブル発電機、非常用トイレ、ビニル袋、養生テープ、新聞紙、充電器、担架、マスク、薬、紙おむつ、紙パンツ、生理用品、衛生用品

■災害に備えて、こんなことを確認しておきましょう■

○事業所および周辺の点検、確認（誘導灯、通路、階段、出入り口の安全確認等）
○防災グッズは取りやすい場所に保管（何があるのかわかるようにしておく）
○送迎車等にガソリンを絶えず補充するのを忘れずに！
○送迎車両に利用者の情報や緊急連絡先のファイルを搭載しておきましょう
○送迎ルートの避難所や公衆電話の位置を確認しておきましょう

BCP をつくろう！

あなたの事業所では、BCP（事業継続計画）は作られていますか？
災害等が発生した時、業務中断に伴うリスクを最小限にするために、BCP を準備しておく必要があります。
ここでは、大阪の NPO 法人ゆめ風基金版の作りやすい BCP のひな型を紹介します。
この青文字（ＢＣＰ）をクリックして、『ゆめ風基金』のホームページに飛び、ゆめ風版のひな型に必要事項を打ち込んでいくだけです。（ゆめ風基金 BCP で検索しても可）
でも、計画は作って終わりではありません。実践的に活用できるかどうかが大事です。ぜひ計画を基にシミュレーションを繰り返し、いざ災害が起こっても、早い時期に業務が再開できるようにしておきましょう。

自治会に入ろう！

自治会は地域の要です。
災害時に地域の人に協力してもらうためにも、普段から地域活動に参加し、顔見知りの関係をつくっておくことは大事なことです。
右記のチラシの QR コードを読み込んで、加入申し込みをすると、あなたの地域の自治会および自治会長を教えてくれます。

ぜひこの機会に、事業所も地域の一員として存在をアピールしましょう。
この青文字（ 20230609 チラシ）をクリックすると上記のチラシが読み込めます。

こまったときのおたすけマン

当事者さんの困りごとの対応ツールの一つです。
表面は地域の自治会や民生委員、関わっている事業所の連絡先等を記入し、裏面は緊急時の連絡先や災害時の避難場所、非常持出し品等を記入。冷蔵庫など見やすい場所に貼っておいてもらいます。

下記の青字 385480.pdf クリックしてダウンロードすることができます。
ご活用ください。

令和7年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　地域移行支援部会

２．部会員数　　【42名】令和7年5月1日時点

３．令和6年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	25	名	参加者	23	名	参加者	25	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議		回
参加者	19	名	参加者	19	名	参加者		名
１０月			１１月			１２月		
会議	2	回	会議	1	回	会議	2	回
参加者	20	名	参加者	13	名	参加者	15	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	16	名	参加者	16	名	参加者	23	名

※R6.10月・R7.2月はコア会議を実施
（部会長・副部会長・事務局）

会議開催総回数　13　回
参加者総数　214　名

４．令和6年度の活動内容について

■令和6年度ビジョン『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり～【利用者数：月５人目標】
・毎月の定例会においては精神障害にも対応する地域包括ケアシステムにおける国の動向や県内外の情報の共有、宮崎市内の地域移行支援のケースの進捗状況、テーマに基づく意見交換を行った。
・令和6年は報酬改定の年であったため関連する情報、医療と福祉が連携をすることで診療報酬及び障害福祉報酬がそれぞれ取得できる加算についての説明を行いより医療と福祉の連携が促進されるよう発信を行った。
・大塚製薬（にも包括事業）のご協力のもと他県の状況についての情報収集、また精神科病院、精神科医との事例検討会の実現に向けて調整を行った。
・地域移行支援を推進するための啓発用動画の作成を行った。60代男性が地域移行支援を利用、5回の延長の末に退院をし地域生活を満喫されている様子をインタービューを中心にまとめ、医療と福祉の連携の重要さをポイントにした動画となった。
・今年度、第9回になる「地域移行支援推進研修会」は拡大部会とし、課題となっている一般相談支援事業所への地域移行支援の理解促進のために事例をもとにしたより具体的な研修会を実施した。
・地域移行支援は多機関・多職種との連携が不可欠であるという観点から、主たる関係機関である社会福祉課との連携について協議を行ってきた。引き続き前向きな議論を継続していく予定。

５．令和7年度の活動予定について

【課題】
・地域移行支援を実施する事業所の数は依然として少なく、実績が思うように伸びていない。（21事業所中2～3ヶ所）⇒実践につながるような情報提供とサポート
・『きっかけづくりシート』を活用し精神科病院への本格的なアプローチが必要。
・地域移行を推進する上で精神障がいについて、障害福祉サービス等について各関係機関に理解を深めてもらう機会が必要。
■令和７年度ビジョン『会いに行こう！声を聴こう！つながろう！～おまかせくだサイと言える地域の絆づくり2025～【利用者数：月8人目標】（第7期宮崎市障がい福祉計画）
■令和７年度の主な活動内容
１．月１回の定例会の開催【国の動向、ケースの進捗状況、情報意見交換】
２．地域移行支援を知ってもらうための活動【精神科病院における説明会、指定一般相談支援事業所への説明会、各種研修会、シンポジウムの開催】
３．地域移行支援の個別給付を増やすための活動【きっかけづくりシートの活用】

令和6年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称 【　　相談支援部会　】

２．部会員数　　【122名】令和7年5月1日時点

３．令和6年度の開催回数　　（５月・７月・１１月は役員会実施）

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	55	名	参加者	10	名	参加者	64	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議		回
参加者	8	名	参加者	54	名	参加者		名
１０月			１１月			１２月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	40	名	参加者	5	名	参加者	40	名
１月			２月			３月		
会議		回	会議	1	回	会議	1	回
参加者		名	参加者	154	名	参加者	46	名

会議開催総回数　10　回
参加者総数　476　名

４．令和6年度の活動内容について

・令和６年度の報酬改定を受け、相談支援事業所の経営的な支援体制のための加算取得方法等についての確認事項を市障がい福祉課協力の元、実施した。
・精神障がい者への支援の仕方について困ったことをグループに分かれて協議し、解決策やより良い支援方法を習得した。
・就労支援部会からの依頼により、事業所偏在に関するアンケートに協力した。
・意思決定支援について、部会員３名から話題提供してもらい、グループワーク協議を行った。グループワークの中で、意思決定支援方法のやり方について習得する機会となった。また、社会福祉士の資格を持つ部会長から厚生労働省のHPのパンフレット説明と情報提供をいただいた。
・訪問看護の開設が多く、どこの訪問看護につなげばいいのかわからないとの意見から、訪問看護についてを学びなおす機会を設けた。
・自立支援「これから」が様々な支援を展開されていることから、多くの部会員に知ってもらった方がいいという意見があがり、自立支援センター「これから」の役割の説明を行ってもらった。
・子ども支援部会との合同研修会内容について部会員から研修内容について意見を募り、令和７年２月に研修会を開催した。宮崎市が行っている不登校支援の現状を知るいい機会となった。今度も引き続き、不登校支援に関して継続して取り組んでいきたいとの意見があがっている。

５．令和7年度の活動予定について

・2ヶ月に1回の開催【偶数月（6、8、10、12、2月）、第2金曜日）をベースとし、緊急、突発的に会を実施する場合は実施について都度周知を行う。
・行動援護による日常生活の支援拡大・重度訪問介護利用者への支援確保
・遷延性意識障害者の利用者への支援確保　・重度訪問介護利用者への支援確保をテーマにまずは、当事者（本人、家族、支援者）の声を聞く機会から始めていく。
・部会の中で取り上げて欲しいテーマ等あれば、事務局にメールにてまず伝えていただきながら、抽出していく形をとっていく。
・子ども部会と合同で不登校支援について協議していく。

令和６年度　各専門部会・プロジェクト状況等報告書

１．名称　【障がい理解啓発部会】

２．部会員数　　【　23名　】令和7年5月1日時点

３．令和６年度の開催回数

４月			５月			６月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	13	名	参加者	14	名	参加者	14	名
７月			８月			９月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	13	名	参加者	16	名	参加者	18	名
１０月			１１月			１２月		
会議		回	会議	2	回	会議	1	回
参加者		名	参加者	13	名	参加者	9	名
１月			２月			３月		
会議	1	回	会議	1	回	会議	1	回
参加者	11	名	参加者	15	名	参加者	11	名

会議開催総回数　12　回

参加者総数　147　名

４．令和6年度の活動内容について

年度初めより改正障害者差別解消法の施行により、民間企業・団体における合理的配慮が義務されたことで、部会も協力した障がい理解の映像が市役所等で放映されたり、ユーチューブで閲覧されるようになった。しかし、まだまだ知らない市民が多く、周知に力を注いでいく必要がある。どのように周知を進めていくか部会内でも協議した。
11月14日に市議会議員の皆さんとの障がい理解や差別解消に関する意見交換会を行った。10名の議員の参加表明があり、部会員等を含め30名強の参加があった。初めての試みであったのだが、共に障がい理解の推進を進めていこうという協働の姿勢で臨めたのはよかった。また、年が明けて1月16日には当部会が宮崎県における呼びかけ団体となり、全国自立生活センター協議会主催合理的配慮啓発事業「鈴音が行く！」を開催し、参加者が多くの気付きを得ることができた。
障がい理解を啓発していくためには、障がい当事者や家族の生の声を届けていくことが大事なことであることを改めて実感した年であった。

５．令和7年度の活動予定について

昨年度、地域の障がい理解を推進していくためには、障がい当事者や家族の生の声を届けることが大事であることを実感したことで、令和7年度では多様な障害を持つ障がい当事者やその家族の話を聞く会を部会内で設け、映像として記録し、年度末に開催予定の勉強会等で披露する計画である。
また、部会開催時に毎回、宮崎市における「福祉のまちづくり」に取り組んできた岩浦氏（副部会長）に「当事者参画論」と題し、歴史や先進地の事例等について語ってもらうことにした。

宮崎市自立支援協議会と宮崎大学教育学部との連携状況報告

宮崎市自立支援協議会は「誰もが住みよいまち」づくりの実現を目指し、障がいのある方々のよりよい生活について考えていくことを目的として活動しています。

平成２７年度より宮崎大学教育学部（当時、教育文化学部）と連携協定を締結し、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、相互に協力し、障がい者の自立に寄与することを目的に、毎年活動を行っています。

〇協定に関する経緯

・平成２７年１２月１７日　宮崎大学教育文化学部（現、教育学部）との
　５年間の協定締結（期限：令和２年１２月１６日まで）

・令和２年１２月１０日　宮崎大学教育学部に加え、宮崎大学大学院教育学研究科との
　協定締結（期限：令和３年３月３１日まで。１年間の自動更新）

※宮崎大学教育学部特別支援教育専攻

障がいのある子どもの実態や教育的ニーズを的確に把握して、指導・支援ができる教員を養成。卒業後の主な進路は、特別支援学校教諭や小学校教諭、大学院進学。

（活動実績）

実施年度	実施内容
平成２７年度	障害者差別解消法の周知及び理解促進（体験を通じた福祉教育の実践報告）
平成２８年度	障がいにおける社会モデルの研究（みんなで生きる、みんなと生きる）
平成２９年度	医療的ケアが必要な障がい児者の支援（レスパイダーズ活動報告）
	障がい体験イベント実施による障がい理解啓発（ミックスフェスタ）
平成３０年度	恋愛・結婚から考える共生社会の研究（ラブトーク）
	災害時、避難所における障がい者支援（みんなで考える災害避難所）
平成３１年度（令和元年）	保護者等との意見交換による障害児教育の研究（Ｄｏ　Ｉｔ！　Ｄｏ　Ｉｔ！）
	企業との意見交換による障がい者就労支援の研究（マイ・インターン※）
令和２年度	災害に関するパンフレットの作成（災害に備えて今できること～地域とつながる～）
令和３年度	精神障害のある方の実際の姿を知ってもらうきっかけとなる新聞作り
	パラスポーツの地域への紹介（地域でつながろう～パラスポーツを通して～）
令和４年度	障がいのあるきょうだい（家族）がいる方の意見交換による支援方法の検討（あつまれ！きょうだいの広場）
	障がいのある方が生活しやすい地域づくりの促進（ふわふわ風船バレリンピック）
令和５年度	障がいのある子どもの余暇に繋がる楽しい活動の場の提供（Let's Flying）
	障がいのある方への学生の知識、理解の促進（Go！Go！ミニゲームで遊ぼう！）
令和６年度	市内事業所への施設見学（２事業所）、大学セミナーへの参加

〇令和７年度は引き続き協議会員が教育学部特別支援教育専攻の授業に参加し、市内の事業所等で学生を受け入れるなどし、当事者・学生の交流などを行っていく予定です。

宮崎市自立支援協議会設置要綱

（設置）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
（２）困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
（３）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
（４）地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
（５）障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。
（６）その他必要と認める事項。
（会員）
第３条　協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。
２　協議会に参加する者は、入会を希望する第７条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第１号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。
３　協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第２号を提出するものとする。ただし、所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第２号を事務局に提出するものとする。
４　毎年３月１日から３月３１日までを更新期間とし、協議会員は様式第２号を３月３１日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。
（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長を置く。
２　会長は、次条に規定する幹事会の互選によって定める。
３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
４　副会長は、会長の指名した者をもって充て、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（幹事会）
第５条　協議会に幹事会を置く。
２　幹事会は、各専門部会からの地域課題を集約し、情報の共有化を図るとともに、その他、自立支援協議会に係る調整全般を行う。
３　幹事会は、専門部会長及び宮崎市障がい福祉課により構成し、互選により幹事長を選出する。
４　幹事会は、幹事長が招集し、会長及び副会長の出席を求めるものとする。
５　幹事会は、その会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
（事務局連絡会）
第６条　協議会に事務局連絡会を置く。
２　事務局連絡会は、第２条に規定する事務、その他協議会全体の運営に必要な事務を所掌する。
３　事務局連絡会は、宮崎市障がい福祉課、宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター、その他必要と認められる者で構成する。
（専門部会及びプロジェクト）
第７条　会長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、専門部会を置くことができる。
２　専門部会の組織、任務及び運営方法は、幹事会の承認を得て、会長が定める。
３　専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に所属する部会員の自薦もしくは他薦により決定する。
４　専門部会は、幹事会の承認を得て、２以上の専門部会で組織されるプロジェクトを置くことができる。
（全体会）
第８条　全体会は、すべての協議会員で構成する。
２　全体会は、会長が招集し、年１回以上開催する。
３　全体会は、幹事会、専門部会及びプロジェクトに付した事項について報告する。
４　会長が特に必要があると認めるときは、協議会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
（庶務）
第９条　協議会の庶務は、宮崎市障がい福祉課において処理する。
２　協議会の運営に要する経費は、宮崎市が負担する。
（委任）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、宮崎市が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１９年７月１２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月２５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年５月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年３月２３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

（様式第１号）

宮崎市自立支援協議会事務局
宮崎市障がい福祉課　宛

年　　月　　日

宮崎市自立支援協議会　参加申込書

（所属団体名）　　（事業所名）

（連絡先）TEL：　　FAX：

mail：

※ 必要事項を記入後、障がい福祉課（FAX 0985-21-1776）に提出してください。
※ 参加される専門部会・プロジェクト欄にご記名ください。
※ 複数名の登録や、重複での登録も可能です。
※ 本協議会に新規で入会される方以外で、既に別の専門部会等に所属されている方は、「様式第２号」を提出してください。

専門部会（専門的な横の繋がり強化を目的とした情報共有の場）

【就労支援部会】

（氏名）	（氏名）

【医療的ケア支援部会】

（氏名）	（氏名）

【地域移行支援部会】

（氏名）	（氏名）

【子ども支援部会】

（氏名）	（氏名）

【暮らし支援部会】

（氏名）	（氏名）

【相談支援部会】

（氏名）	（氏名）

【障がい理解啓発部会】

（氏名）	（氏名）

プロジェクト（横断的なテーマを設定した２以上の専門部会のチーム）

【　　プロジェクト】

（氏名）	（氏名）

（様式第２号）

宮崎市自立支援協議会事務局
宮崎市障がい福祉課　宛

年　　月　　日

宮崎市自立支援協議会　退会（変更・追加・更新）届出書

☐退会　☐変更　☐追加　☐更新（←該当するものに☑をしてください）

（所属団体名）　　（事業所名）

（氏名）

（連絡先）TEL：　　FAX：

mail：

※ 必要事項を記入後、障がい福祉課（FAX 0985-21-1776）に提出してください。
※ 退会（変更・追加・更新）される専門部会に☑をしてください。
※ 既に別の専門部会等に所属されている方は、「追加」に☑をしてください。
※ 更新届は、毎年３月３１日までに事務局にご提出ください。
※ 複数の専門部会に登録も可能です。

所属していた（所属している）専門部会	（該当するものに☑をしてください） ☐就労支援部会　☐医療的ケア支援部会　☐地域移行支援部会 ☐子ども支援部会　☐暮らし支援部会　☐相談支援部会 ☐障がい理解啓発部会　☐（　　）プロジェクト
変更・追加後に所属する専門部会 ※変更・追加の方のみ	（該当するものに☑をしてください） ☐就労支援部会　☐医療的ケア支援部会　☐地域移行支援部会 ☐子ども支援部会　☐暮らし支援部会　☐相談支援部会 ☐障がい理解啓発部会　☐（　　）プロジェクト
退会（変更）理由 ※差し支えなければ記入してください。	◎退会される方につきましては、これまで協議会活動にご協力いただき、誠にありがとうございました。今後とも協議会活動にご理解、ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

宮崎市自立支援協議会の歴史

事務局：宮崎市障がい福祉課・基幹相談支援センター

平成19年度に設置（7部会でスタート）

↓

平成24年度に部会制を廃止し、**課題解決型のプロジェクト会議制**で再スタート）

みんなが求めていたのは「集まれる場」だった！

↓

平成26年度に運営方針を**再協議**

半年間は「協議会開催なし」 忍耐の時期・・・

↓

平成27年度に部会制（4部会）＋プロジェクト会議（2会議）で新スタート

↓

平成30年度に部会制（7部会）＋プロジェクト会議（1会議）で再スタート

↓

現在、部会制（7部会）

※宮崎市自立支援協議会串間会長資料に山口加筆

宮崎市自立支援協議会設置要綱

（設置）
第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、宮崎市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
（１）相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
（２）困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
（３）地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
（４）地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
（５）障がい福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。
（６）その他必要と認める事項。
（会員）
第３条　協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。
２　協議会に参加する者は、入会を希望する第７条に規定する専門部会の長と面談等を行い、協議会の趣旨と自身の参加意図に相違がないかを確認した後、様式第１号を事務局に提出し、協議会員として事務局が登録するものとする。
３　協議会を退会する者又は専門部会を変更する者は、様式第２号を提出するものとする。ただし、所属する専門部会を辞せず、別の専門部会やプロジェクトに入会する場合は、様式第２号を事務局に提出するものとする。
４　毎年３月１日から３月３１日までを更新期間とし、協議会員は様式第２号を３月３１日の更新期限までに事務局に提出するものとする。なお、提出がなされなかった場合は、退会したものとみなすことができる。
（会長
第４条
２　会
３　会
４　副　　又は欠けたときは、その職務を代
（幹事
第５条
２　幹　　るとともに、その他、自立支

附　則
この要綱は、平成１９年７月１２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２０年４月２５日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年５月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年３月２３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月２８日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

※要綱は度々、見直しが行われています。

（会員）
第3条　協議会は、障がい者及び障がい児の福祉の増進に熱意を有し、協議会活動に積極的に参加できる者をもって構成する。

こんなに誰もが関われる、参加しやすい自立支援協議会は全国でも珍しい！

いいな～　羨ましい～
By　他県や他圏域の方々